
建設工事等に係る 一抜け方式入札の しおり

(一抜け方式 申請書様式)

令和5年11月

千葉県

■ 注意事項

この『建設工事等に係る一抜け方式入札のしおり』（令和５年１１月）は、令和５年１１月１日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事又は調査、測量、設計等の業務委託から適用されます。

■ 令和５年１１月の変更点について

「一抜け方式」の対象案件に業務委託（一般競争入札）を追加したことから、しおりの本文を変更しています。

目 次

1	はじめに	1
2	一抜け方式の概要	2
3	申請の流れ	3
	（1）一般競争入札（総合評価方式）	3
	（2）一般競争入札（総合評価方式・同時提出型）	6
	（3）指名競争入札	9
	（4）簡易公募型指名競争入札	9
4	留意事項	1 1
5	一抜け方式Q & A	1 3
	申請書様式等	1 5

1 はじめに

千葉県では入札に参加しやすい環境を整備し、受注機会の確保や発注者及び入札参加者双方の事務負担の軽減を図るため、一定の条件を満たす複数の建設工事又は調査、測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）を同時に発注する場合、予め定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする「一抜け方式」を実施します。

【一抜け方式イメージ】

一抜け方式案（一般競争の例）

現 状

- ・ 入札スケジュールが同一、発注工種（建設業の種類）が同一
- ・ 総合評価の型式、テーマ、評定点の算定方法が同一

工事（その１）	工事（その２）	工事（その３）
技術テーマ A	技術テーマ A	技術テーマ A

- ・ 応札可能者数については、各工事毎に２０者以上を確認
- ・ 競争参加者が３工事全て参加する場合は、３つの技術提案、３人の配置予定技術者が必要

一抜け方式



工事（その１） 開札順 １番目	工事（その２） 開札順 ２番目	工事（その３） 開札順 ３番目
技術テーマ A		

- ・ 応札可能者数については、[２０者＋工事数]－１以上を確認
- ・ 競争参加者が３工事すべて参加する場合でも、１つの技術提案、１人の配置予定技術者で可能

一抜け方式の開札イメージ（一般競争の例）

工事（その１） 開札順 １番目	工事（その２） 開札順 ２番目	工事（その３） 開札順 ３番目
技術テーマ A		

	工事（その１）	工事（その２）	工事（その３）
A 社	１位 落札決定	３位 無効	１位 無効
B 社	２位	１位 落札決定	３位 無効
C 社	－	２位	２位 落札決定
D 社	３位	－	４位

2 一抜け方式の概要

(1) 一抜け方式とは

「一抜け方式」とは、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の工事等（WTO政府調達協定の適用対象工事等を除く。）を同時に発注する場合において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいいます。

(2) 対象案件

各発注者において、次に掲げる全ての要件に該当する複数の工事等について、一抜け方式の対象案件とすることができます。

(1) 一般競争入札（総合評価方式）

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種（落札者に求める許可を受けた建設業の種類。以下同じ。）又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 入札参加資格要件が同一の案件であること。
- オ 総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応札可能業者数が対象工事等全体で[20者＋工事等の数－1]以上見込まれること。

(2) 指名競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 等級別発注基準が同一であること。（建設工事のみ）
- オ 応札可能業者数が対象工事等全体で[規定の指名業者数＋工事等の数－1]以上見込まれること。

(3) 簡易公募型指名競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札の公表を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注業種が同一の案件であること。
- エ 応募資格要件が同一の案件であること。
- オ 技術審査点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応募可能業者数が対象業務委託全体で[規定の応募可能業者数＋業務委託の数－1]以上見込まれること。

(3) 特長

- ・同時発注の場合、これまで1件の工事等にしか入札に参加できなかった場合が、複数の工事等の入札に参加できます。(複数の工事に対し同一の技術者で申請)
- ・一般競争入札では、同一の入札参加資格要件及び評価項目(総合評価)となることから、複数の工事等に対し入札参加資格申請及び技術資料の提出は一つで済みます。
- ・入札参加者は、入札に参加する工事等の選択も可能です。(すべての工事等に参加しても、特定の工事等のみに参加してもかまいません。)

■その他の取扱いについては、通常の一般競争入札及び指名競争入札と同様の手続きとなります。

3 申請の流れ

(1) 一般競争入札(総合評価方式)

※必ず「一般競争入札のしおり」も併せて確認ください。

調査、測量、設計等の業務委託に一抜け方式を適用する場合は、以下本文における「工事」を「業務委託」に読み替えてください。

○主な流れ(一抜け方式)(○数字はフロー図に対応)

① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。一抜け方式適用であること、その他の一抜け方式の対象工事及び開札順が公告文に明記されています。

② 電子入札システムにアクセス(以下i～iiiはシステム上の作業です)。

i 条件を選択し調達案件を選別

ii 参加資格確認申請書(技術資料を含む。)を提出

➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、電子入札システムの添付機能により参加資格確認申請書等(技術資料含む)を提出します。

ただし、参加を希望する工事のうち開札順が1番早い工事にのみ、資格確認資料及び技術資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事については、別紙(P28様式又はP34様式)のみ提出します。

添付資料は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請書(別記第3号様式)(一抜け方式)」及び関係書類並びに総合評価の技術資料となります(資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください)。

また、添付できるファイル数は最大10個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB(合計最大容量)までです。「一般競争入札参加資格確認申請書(別記第3号様式)(一抜け方式)」(関係書類含む。)、総合評価の技術資料については、各々1つのファイルとしてまとめたうえで添付し提出してください。

各書類の表紙への押印は不要です。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ **電子入札システムによりがたい場合**

電子ファイルの容量超過等により、電子入札システムの添付機能による提出が行えない場合は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを電子入札システムにより、参加を希望する全ての工事に提出し、電子入札システムから発行される「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係書類並びに総合評価の技術資料（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません（資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください）。

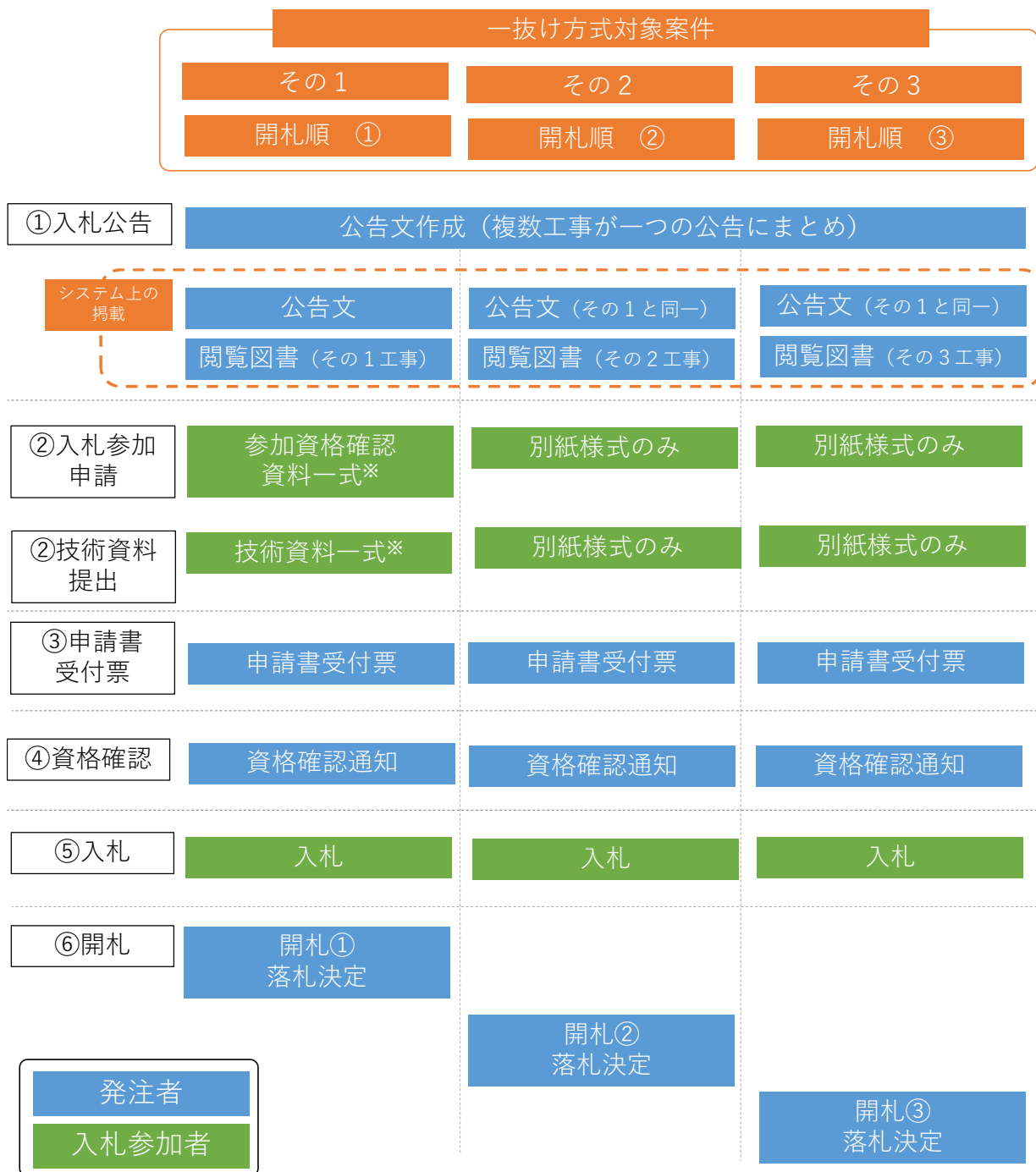
- ③ 電子入札システムにより工事毎に競争入札資格確認申請書受付票が送付されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではありません。
- ④ 審査を経て、参加資格が有れば電子入札システムより工事毎に競争入札参加資格確認通知書が発行されるので受領します。ただし、紙入札方式による場合は紙により通知します（通知日は公告に記載されています。）。
- ⑤ 入札期間中に電子入札（工事費内訳書添付）を参加を希望する全ての工事に行います。（工事費内訳書添付は建設工事のみ）
- ⑥ 落札者を決定する順位は、原則※として開札順に行い、落札者となった場合、落札者決定通知が発行されます。
先に落札者を決定した工事で落札者となった者が、次工事以降にも参加している場合は、その入札は無効となります。

※一抜け方式の対象案件のうち、入札の取りやめ（又は中止）となった案件が発生した場合は、開札順を繰り上げる場合があります。

また、一抜け方式の対象案件のうち、低入札調査対象案件となり落札決定を保留する案件が発生した場合は、それ以降の開札も保留となります。

■その他の取扱いについては、通常の一般競争入札及び指名競争入札と同様の手続きとなります。

■一般競争入札（総合評価方式）（一抜け方式） 手続きフロー



※ 資格確認資料及び技術資料については参加を希望する工事のうち、開札順の一番早い工事に資料一式を提出すること。

(2) 一般競争入札（総合評価方式・同時提出型（試行））【建設工事のみ】
※必ず「一般競争入札のしおり」も併せて確認ください。

○主な流れ（一抜け方式）（○数字はフロー図に対応）

① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。一抜け方式適用であること、その他の一抜け方式の対象工事及び開札順が公告文に明記されています。

② 電子入札システムにアクセス（以下 i ～ ii はシステム上の作業です）。

i 条件を選択し調達案件を選別

ii 参加資格確認申請書を提出

➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、電子入札システムの添付機能により参加資格確認申請書等を提出します。

ただし、参加を希望する工事のうち開札順が1番早い工事のみ、資格確認資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事については、「別紙」（P28 様式）のみ提出します。

添付資料は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請書別記第3号様式」（一抜け方式）及び関係書類となります（資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください）。

また、添付できるファイル数は最大10個まで、添付ファイルの最大容量は10.0 MB（合計最大容量）までです。

各書類の表紙への押印は不要です。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ 電子入札システムによりがたい場合

電子ファイルの容量超過等により、電子入札システムの添付機能による提出が行えない場合は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを電子入札システムにより参加を希望する全ての工事に提出し、電子入札システムから発行される「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係書類（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません（資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください）。

③ 電子入札システムにより工事毎に競争入札資格確認申請書受付票が送付されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではありません。

④ 審査を経て、参加資格が有れば電子入札システムより工事毎に競争入札参加資格確認通知書が発行されるので受領します。ただし、紙入札方式による場合は紙により通知します（通知日は公告に記載されています。）。

⑤ 技術資料の提出及び電子入札（工事費内訳書添付）。

i 技術資料の提出

➤ **電子入札システムにより提出する場合**

電子入札システムにおいて、技術資料を一式提出します。ただし、参加を希望する工事のうち開札順が1番早い工事のみ、技術資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事については、「別紙」（P28様式）のみ提出します。

技術資料については、公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」（県土整備部技術管理課所管）を確認してください。添付できるファイルの最大容量は10.0MBまでです。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は、次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ **電子入札システムによりがたい場合**

電子ファイルの容量超過等により、技術資料が電子入札システムから提出が行えない場合は、県指定様式の「評価点算定資料一覧表」（様式第1号）のみを電子入札システムにより参加を希望する全ての工事に提出し、電子入札システムから発行される「技術資料・入札書受審確認通知」を印刷します（必須）。

「技術資料・入札書受審確認通知」を添えた技術資料一式（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は伝送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

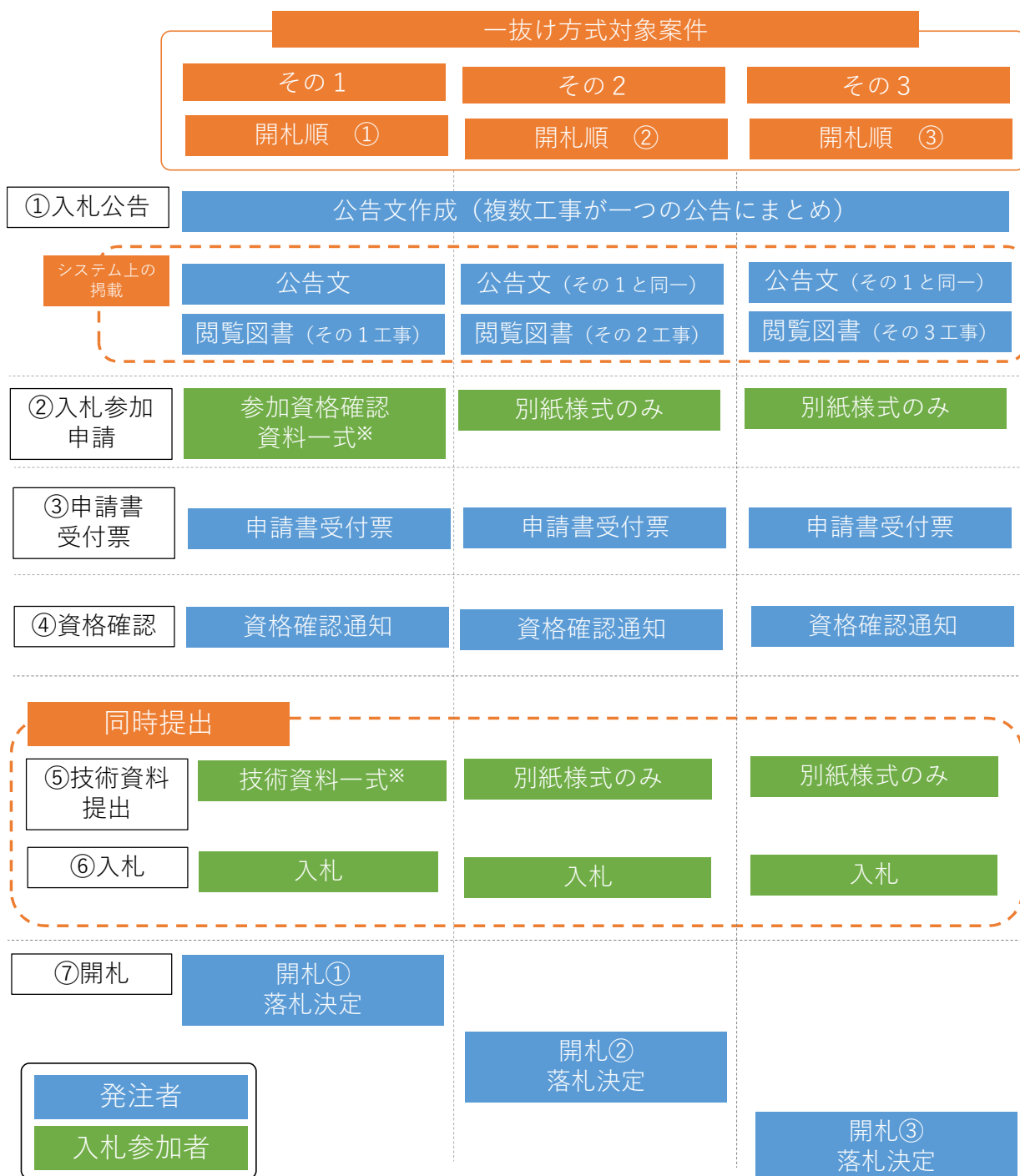
⑥ 入札期間中に電子入札（工事費内訳書添付）を参加を希望する工事にのみ行います。

⑦ 落札者を決定する順位は、原則として開札順に行い、落札者となった場合、落札者決定通知が発行されます。

先に落札者を決定した工事で落札者となった者が、次工事以降にも参加している場合は、その入札は無効となります。

※その他の取扱いについては、通常の一般競争入札及び指名競争入札と同様の手続きとなります。

■一般競争入札（総合評価方式・同時提出型）（一抜け方式） 手続きフロー



※ 資格確認資料及び技術資料については参加を希望する工事のうち、開札順の一番早い工事に資料一式を提出すること。

(3) 指名競争入札

- ① 指名通知書を確認します。一抜け方式適用であること、その他の一抜け方式の対象工事等及び開札順が指名通知書に明記されています。
- ② 電子入札システムにアクセスし閲覧図書等を確認
- ③ 入札期間中に電子入札（工事費内訳書添付）を参加を希望する全ての工事等に行います。（工事費内訳書添付は建設工事のみ）
- ④ 落札者を決定する順位は、原則として開札順に行い、落札者となった場合、落札者決定通知が発行されます。
先に落札者を決定した工事等で落札者となった者が、次工事等以降にも参加している場合は、その入札は無効となります。

※ 指名選定された者が案件毎に異なる場合があります。

■その他の取扱いについては、通常の一般競争入札及び指名競争入札と同様の手続きとなります。

(4) 簡易公募型指名競争入札【調査、測量、設計等の業務委託のみ】

※必ず「簡易公募型指名競争入札のしおり」も併せて確認ください。

- ① 参加を希望する簡易公募型指名競争入札の公表文を確認します。一抜け方式適用であること、その他の一抜け方式の対象案件及び開札順が公表文に明記されています。
- ② 電子入札システムにアクセス（以下 i ～ iii はシステム上の作業です）。
 - i 条件を選択し調達案件を選別
 - ii 応募調書等（添付資料を含む。）を提出
 - **電子入札システムにより提出する場合**
原則、電子入札システムの添付機能により応募調書等（添付資料を含む。）を提出します。
ただし、参加を希望する業務委託のうち開札順が1番早い業務委託にのみ、応募調書等を提出するものとし、その他の参加を希望する業務委託については、別紙（P 3 5 様式）のみ提出します。
添付資料は、県指定様式の「簡易公募型指名競争入札応募調書（別記第7号様式）（一

抜け方式)」及び関係書類となります（資料は案件ごとに異なるので必ず公表文を確認してください）。

また、添付できるファイル数は最大10個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB（合計最大容量）までです。「簡易公募型指名競争入札応募調書（別記第7号様式）」（関係書類含む。）については、各々1つのファイルとしてまとめたうえで添付し提出してください。

各書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要です。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ 電子入札システムによりがたい場合

電子ファイルの容量超過等により、電子入札システムの添付機能による提出が行えない場合は、県指定様式の「簡易公募型指名競争入札応募調書提出におけるシステム添付書」のみを電子入札システムにより、参加を希望する全ての業務委託に提出し、電子入札システムから発行される「応募調書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

「応募調書受信確認通知書」を添えた「簡易公募型指名競争入札応募調書」及び関係書類（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出し、持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません（資料は案件ごとに異なるので必ず公表文を確認してください）。

- ③ 電子入札システムにより業務委託毎に応募調書受付票が送付されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではありません。
- ④ 審査を経て、電子入札システムより指名する者に対し、業務委託毎に指名通知が、指名しない者に対し非指名通知が発行されるので受領します。ただし、紙入札方式による場合は紙により通知します（通知日は公告に記載されています。）。
- ⑤ 入札期間中に電子入札に参加を希望する全ての業務委託に行います。
- ⑥ 落札者を決定する順位は、原則※として開札順に行い、落札者となった場合、落札者決定通知が発行されます。
先に落札者を決定した業務委託で落札者となった者が、次業務委託以降にも参加している場合は、その入札は無効となります。

※一抜け方式の対象案件のうち、入札の取りやめ（又は中止）となった案件が発生した場合は、開札順を繰り上げる場合があります。

また、一抜け方式の対象案件のうち、低入札調査対象案件となり落札決定を保留する案件が発生した場合は、それ以降の開札も保留となります。

■その他の取扱いについては、通常の簡易公募型指名競争入札と同様の手続きとなります。

4 留意事項

（１）入札公告・指名通知書・公表文について

入札公告、指名通知書又は公表文に当該工事等が一抜け方式対象案件であること、その他の一抜け方式の対象工事等及び開札順が明示されています。

（２）一般競争入札の申請手続きについて

一般競争入札に係る複数の工事等の入札参加者は、参加を希望するすべての工事等について電子入札システムにより資格確認資料及び技術資料を提出します。

ただし、参加を希望する工事等のうち開札順が１番早い工事等のみ、資格確認資料及び技術資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事等については、代わりの様式（P 2 8 又は P 3 4 「別紙」）のみを提出してください。

（３）簡易公募型指名競争入札の申請手続きについて

簡易公募型指名競争入札に係る複数の業務委託の入札参加者は、参加を希望するすべての業務委託について電子入札システムにより応募調書等（添付資料含む。）を提出します。

ただし、参加を希望する業務委託のうち開札順が１番早い業務委託にのみ、応募調書等（添付資料含む。）を提出するものとし、その他の参加を希望する業務委託については、代わりの様式（P 3 5 「別紙」）のみを提出してください。

（４）入札について

入札（工事内訳書の提出を含む）は、参加を希望する工事等毎に行ってください。

（５）開札・落札決定について

落札決定は原則として開札順に行います。なお先に開札した工事等が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とします。

先に落札者を決定した工事等で落札者となった者が次工事にも参加している場合は、その入札を無効とします。

対象案件のうち、一部の入札案件が中止又は取止めとなった場合は、落札決定順位が繰り上がるものとします。

その他、入札手続きに関することについては、通常の手続きと同様であることから、千葉県ホームページに掲載している「一般競争入札のしおり」等をご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

5 一抜け方式 Q&A

Q 1 同時発注される場合、必ず「一抜け方式」が適用されるのか。

A 1 発注者が、受注機会の確保・均等や地域の実情等の観点を踏まえ、「一抜け方式」を適用するかどうか判断することとしています。

Q 2 複数の工事等のすべてに参加しなければならないのか。

A 2 すべての工事等の入札に参加することも、特定の工事等のみに参加することも可能です。

Q 3 指名競争入札の場合、複数の工事等の指名業者はすべて同一となるのか。

A 3 指名競争入札の場合、指名された者が案件毎に異なる場合もあります。

Q 4 一般競争入札のWTO案件についても、一抜け方式を適用する場合はあるのか。

A 4 WTO案件については、広く入札参加を呼びかけることから、資格設定の制限は最低限とする必要があるため、落札者に制限がかかる一抜け方式の適用はできません。

Q 5 開札順はどのように定めるのか。

A 5 開札順は、設計金額（予定価格）の高い順に定めます。なお、開札順については、公告文または指名通知書に記載をします。

Q 6 通常の入札手続きと異なる点はなにか。

A 6 発注者は、一般競争入札では、一抜け方式の対象となる複数の案件について1つにまとめて公告を行い、公告には、あらかじめ定めた開札順を記載します。また、指名競争入札では、指名通知書に一抜け方式の対象案件であること及び開札順を記載します。

入札参加者は、一般競争入札では、複数の案件に入札参加する場合であっても、入札参加申請書及び技術資料を一つ作成することで済みます。（一般競争入札参加資格確認申請書及び技術資料には、参加を希望する全ての案件名を記載します。）

ただし、電子入札システム上は、一般競争入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出は、参加を希望する案件のうち開札が最も早い案件に提出し、その他の参加を希望する入札案件については、一抜け方式入札実施要領に定めた様式を提出します。

なお、入札は、電子入札システムにより、これまでと同様に参加する案件毎に行うこととなります。

Q 7 一抜け方式の対象案件の一部の入札案件が中止となった場合は、どうなるのか。

A 7 一抜け方式の対象案件の一部の入札案件が中止となった場合は、当該中止案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、入札手続きを続行します。

ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続きを中止する場合があります。

Q 8 一連の入札案件の内、一つで低入札が発生した場合はどうなるのか。

A 8 事前に開札順を定めていることから、低入札の案件が発生し保留となった場合は、以降の案件も含めて手続きが保留となります。

Q 9 一部の入札案件が予定価格超過により再度入札となった場合は、どうなるのか。

A 9 事前に開札順を定めていることから、再度入札の案件が発生し場合は、以降の案件の手続きが保留となります。

Q 10 一抜け方式の対象案件の一部が「一者入札」となった場合の取扱いはどうか。

A 10 開札した案件毎に、既存の規定に従い一者入札を取り扱うこととし、一者入札により一部の案件が取止めとなった場合は、落札決定順位を繰り上げ、入札手続きを続行します。

Q 11 入札公告が一つにまとまるが、電子調達システムではどのようにするのか。

Q 11 電子調達システム上では、一抜け方式の対象となる工事等ごとに案件登録されているため、入札参加者も、それぞれの工事等に対して手続きを行う必要があります。

申 請 書 様 式 等

○建設工事に係る一抜け方式入札実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
-------------------------------------	-----

○一般競争入札（総合評価方式）・簡易公募型指名競争入札 様式

● 一般競争入札参加資格確認申請書（単独発注用）（建設工事）・・・・・・・・	1 8
● 一般競争入札参加資格確認申請書（共同企業体発注用）（建設工事）・・・・	2 2
● 建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領における別紙（建設工事）・・・	2 8
● 専任配置予定技術者の従事工事等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
● 一般競争入札参加資格確認申請書（業務委託）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
● 建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領における別紙（業務委託） （一般競争入札）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
● 建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領における別紙（業務委託） （簡易公募型指名競争入札）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
● 簡易公募型指名競争入札応募調書・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6

※ 申請書様式等については、千葉県庁ホームページよりダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ichinukehoushiki.html>

建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領

令和3年3月22日制定
最終改正 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県が発注する建設工事又は調査、測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）において実施する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の工事等（WTO政府調達協定の適用対象工事等を除く。）において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(対象案件)

第3条 次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の工事等について、一抜け方式の対象案件とすることができる。

(1) 一般競争入札（総合評価方式）

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種（落札者に求める許可を受けた建設業の種類。以下同じ。）又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 入札参加資格要件が同一の案件であること。
- オ 総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応札可能業者数が対象工事等全体で[20者+工事等の数-1]以上見込まれること。

(2) 指名競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 等級別発注基準が同一であること。（建設工事のみ）
- オ 指名業者数が対象工事等全体で[規定の指名業者数+工事等の数-1]以上見込まれること。

(3) 簡易公募型指名競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札の公表を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注業種が同一の案件であること。
- エ 応募資格要件が同一の案件であること。
- オ 技術審査点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応募可能業者数が対象業務委託全体で[規定の応募可能業者数+業務委託の数-1]以

上見込まれること。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 対象案件の開札順は、設計金額が高い順に設定するものとする。なお、対象案件の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定するものとする。
- (2) 落札者の決定は原則として開札順に行うこととする。なお、先に開札した工事等が、落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。
- (3) 先に落札者を決定した工事等で落札者となった者が、次工事等以降にも参加している場合は、その入札を無効とし、入札参加者として取り扱わないものとする。
- (4) 対象案件のうち、一部の入札案件が中止又は取止めとなった場合は、落札決定順位を繰り上げるものとする。

(手続)

第5条 対象工事等の入札手続は、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格要件等設定資料又は指名業者推薦書等に当該工事等が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。
- (2) 入札公告又は指名通知書等に、当該工事等が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。

また、落札者決定順を併せて明示するとともに、入札公告に先に開札した工事等で落札者となった者の次工事等以降の入札を無効とする要件を追加すること。

- (3) 一般競争入札に係る複数の工事等の入札参加者に対し、参加を希望するすべての工事等について電子入札システムにより資格確認資料及び技術資料の提出を求めるものとする。

ただし、参加を希望する工事等のうち開札順が1番早い工事等にのみ、資格確認資料及び技術資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事等については、別紙のみの提出を求めるものとする。

- (4) 簡易公募型指名競争入札に係る複数の業務委託の入札参加者に対し、参加を希望するすべての業務委託について電子入札システムにより応募調書の提出を求めるものとする。

ただし、参加を希望する業務委託のうち開札順が1番早い業務委託にのみ、応募調書を提出するものとし、その他の参加を希望する業務委託については、別紙のみの提出を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項その他の事務取扱いについては、従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 工 事 名（下表に、参加を希望する工事を全て記載すること）
- 3 工 事 箇 所（下表に、参加を希望する工事を全て記載すること）

①	工事名	
	工事箇所	
②	工事名	
	工事箇所	
③	工事名	
	工事箇所	
④	工事名	
	工事箇所	
⑤	工事名	
	工事箇所	

- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 _____
電話番号 _____ () ファクシミリ番号 _____ ()

- 5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿における〇〇工事の格付（総合点数）	(点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)	
(3) 専任配置予定の技術者	氏名
生年月日 (年齢)	住所 電話
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を 記載すること。	
※現場管理実績の工事名・規模・期間	

(4) 同種工事の施工実績		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

※公告において、専任配置の技術者に実績を求めた場合は、本欄に記入のこと。

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあるため注意すること。
なお、特段の理由なく提出した配置予定技術者を変更することはできない。
- (5) 一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事について、工事名、工事箇所を記載すること。
- (6) 特例監理技術者の配置が求められる工事において、特例監理技術者の配置を希望する場合は、専任配置予定技術者の欄に特例監理技術者及び監理技術者補佐の両方の状況について追記すること。

必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その3）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。
- (3) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書の写し
- (4) 建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）
※県内に本店のある者は、（4）は不要である。
- (5) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】
- (6) 千葉県財務規則第107条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証保険契約書の写し（公告において入札保証金を免除するとしている場合は添付を要しない。）
- (7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況
※専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。なお、従事していない場合でもその旨を記載すること。
- (8) 特例監理技術者の配置が認められる工事において、特例監理技術者の配置を希望する場合には、特例監理技術者及び管理技術者補佐に関する上記（5）及び（7）を添付すること。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】

- (9) 入札参加資格要件において、本工事と同種工事の施工実績を求めている場合には、当該同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- (10) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

設計図書等の縦覧

設計図書等は、無償で配付するが、縦覧を希望する場合には希望日時を電話等で申し込むこと。

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確 認 欄
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その3）	
(2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は不要。）	
(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(4) 建設業許可申請書の写し（県内に本店のある者は不要。）	
(5) 技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等 【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】	
(6) 入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等 （公告において、免除している場合は添付を要しない。）	
(7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況（他工事に従事していない場合でも添付すること。）	
(8) 特例監理技術者の配置を希望する場合には、特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する上記（5）及び（7）を添付すること。	
【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】	
(9) 同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）	
(10) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し	

別記第3号様式

その4（一抜け方式・共同企業体発注）

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

（契約担当者） 様

〇〇〇〇〇（特定・経常）建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代 表 者

（受 任 者）

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

（受 任 者）

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

（受 任 者）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 令和 年 月 日

2 工 事 名（参加を希望する工事を全て記載すること）

3 工 事 箇 所（参加を希望する工事を全て記載すること）

①	工事名	
	工事箇所	
②	工事名	
	工事箇所	
③	工事名	

	工事箇所	
④	工事名	
	工事箇所	
⑤	工事名	
	工事箇所	

- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 _____
 電話番号 () _____ ファクシミリ番号 () _____

5 資格確認申請項目

(1) (特定・経常) 建設工事共同企業体への各構成員の出資比率	会社名		%
			%
			%
(2) 資格者名簿における〇〇工事の格付 (総合点数)	会社名		(点)
			(点)
			(点)
(3) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)			
会社名			
(4) 専任配置予定の技術者氏名			
会社名 (代表)		技術者氏名	
生年月日 (年齢)		住 所 電 話	
法令による免許 公告した資格のみ、 取得年及び登録番号を 記載する。		現場管理実績 の工事名、規模及び 工事期間 ※	
会 社 名		技術者氏名	
生年月日		住 所	

(年齢)		電 話	
法令による免許 公告した資格の み、取得年及び 登録番号を記載 する。		現場管理実績 の工事名、規 模及び工事期 間 ※	
会 社 名		技術者氏名	
生年月日 (年齢)		住 所 電 話	
法令による免許 公告した資格の み、取得年及び 登録番号を記載 する。		現場管理実績 の工事名、規 模及び工事期 間 ※	

※公告において代表者又は構成員の専任配置の監理（主任）技術者に現場管理実績を求めている場合は、本欄に記入のこと。

(5) 工事の施工実績		
会社名（代表）		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	
会 社 名		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあるため注意すること。
なお、特段の理由なく提出した配置予定技術者を変更することはできない。
- (5) 一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事について、工事名、工事箇所を記載すること。

必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その4）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。
- (3) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (4) 建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）
※県内に本店のある者は、（4）は不要である。
- (5) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】
- (6) 千葉県財務規則第107条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証保険契約書の写し（公告において入札保証金を免除するとしている場合は添付を要しない。）
- (7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況
※専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。なお、従事していない場合でもその旨を記載すること。
特定JVの場合には、全ての構成員（代表者を含む。以下同じ。）の専任配置予定技術者について、それぞれ作成し、添付すること。また、経常JVで資格要件として全ての構成員について必要とされている場合も同様。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】

- (8) 入札参加資格要件において、本工事と同種工事の施工実績を求めている場合には、当該同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- (9) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

設計図書等の縦覧

設計図書等は、無償で配付するが、縦覧を希望する場合には希望日時を電話等で申し込むこと。

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確 認 欄
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その4）	
(2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は不要。）	
(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(4) 建設業許可申請書の写し（県内に本店のある者は不要。）	
(5) 技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等 【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】	
(6) 入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等 （公告において、免除している場合は添付を要しない。）	
(7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況（他工事に従事していない場合でも添付すること。） ※特定JVの場合には、全ての構成員（代表者を含む。以下同じ。）の専任配置予定技術者について、それぞれ作成し、添付すること。また、経常JVで資格要件として全ての構成員について必要とされている場合も同様。	
【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】	
(8) 同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）	
(9) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し	

一抜け方式対象工事であるため、別途対象工事に下記資料のすべて又は一方を提出しています。

- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書一式
- ・ 技術資料一式

【留意点】

※一抜け方式において、「一般競争入札参加資格確認申請書」又は「技術資料」については、参加を希望する工事のうち開札順が1番早い工事に提出し、その他の参加を希望する工事には本様式を提出してください。

※なお、入札（工事内訳書の提出含む）は、参加を希望する案件毎に行ってください。

(別紙)

専任配置予定技術者の従事工事等の状況（一抜け方式）

（提出日） 年 月 日

1 応募工事名

入札の種類		工種	
①	工事名		
	工事箇所		
②	工事名		
	工事箇所		
③	工事名		
	工事箇所		

※一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事について、工事名、工事箇所を記載すること。

2 専任配置予定技術者等の状況

申請等会社名		建設業許可番号	
(フリガナ)		生 年 月 日	
配置予定技術者名		(西暦で記載)	年 月 日
管理技術者証番号		保有資格	()

(注) 保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称（資格者証に記載される略語による）及び登録番号を記載してください。

3 申請時における専任配置予定技術者の従事工事の状況

従事中工事名		(CORINS 登録番号)	
発注機関名			
工期（西暦）	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日		
従事役職	監理技術者・特例監理技術者・主任技術者・現場代理人・ その他（ ）		
本工事と重複する場合の 対応措置			

(注1) 提出日現在で、専任配置予定の技術者が従事している工事（民間工事を含む）等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。

(注2) 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

4 本調書作成者

所属部課名 _____ 氏名 _____ 電話 _____

行政庁記入欄	(申請者は記入しないこと)
1 CORINS 等への登録に問題はない。 2 現在従事中の工事がある。 3 申請等会社名と監理技術証上の所属会社名が異なる。 4 公告又は公募した要件の資格を有していない。 5 該当する監理技術者資格者証情報がない。 6 その他	

別記第3号様式その5
(一抜け方式)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 業 務 名 (下表に、参加する業務委託を全て記載すること)
- 3 業務委託箇所 (下表に、参加する業務委託を全て記載すること)

①	業 務 名	
	業務委託箇所	
②	業 務 名	
	業務委託箇所	
③	業 務 名	
	業務委託箇所	

- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 _____
電話番号 () _____ ファクシミリ番号 () _____

- 5 資格確認申請項目
 - (1) 建設コンサルタント登録規程等に基づく登録状況 (第3号様式その2)
 - (2) 企業の同種又は類似の業務の実績 (第3号様式その3)
 - (3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等 (第3号様式その4)

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合があります。
- (2) 同種又は類似の業務の実績及び経験は、公告において明示した当該業務委託と同種又は類似の業務委託の履行実績及び経験についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載してください。
なお、配置予定技術者の経験については、業務履行の全ての期間に従事したものを対象とします。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長名等で差し支えません。
- (4) 履行期限は、事情により変更する場合があります。
- (5) 入札参加を希望する者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守してください。
- (6) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等が資格要件として設定されている場合、落札者は、資格資料に記載された配置予定の管理技術者を当該業務委託に配置しなければなりません。
- (7) 当該入札に参加するために必要な要件を満たさない者のした入札、申請資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。この場合において、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- (8) 一抜け方式対象案件のうち、傘下を希望する全ての業務委託について、業務名、業務委託箇所を記載すること。

必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式その5）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること】

- (3) 建設コンサルタントの登録状況（又は登録部門）が分かる登録（更新）通知書の写し
- (4) 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者以外の部分は、マジック等で消してください）及び配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し
- (5) 第3号様式その3及びその4に同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、当該業務がTECRISもしくはPUBDISに登録されている場合は、業務カルテの写し
※なお、業務カルテの写しでは同種又は類似業務の判断が困難な場合及びTECRISもしくはPUBDISに未登録の場合については、当該業務に係る契約書の写し（発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ）、仕様書等の写し（業務概要及び同種又は類似業務の判定が確認できる部分のみ）、技術者通知書の写し（管理技術者として従事したことが確認できる部分）を添付すること。

申請書・添付書類確認項目表（資格資料に添付し提出すること。）

提出者名：

項 目	確 認 欄

一抜け方式対象業務委託であるため、別途対象業務委託に
下記資料のすべて又は一方を提出しています。

- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書一式
- ・ 技術資料一式

【留意点】

※一抜け方式において、「一般競争入札参加資格確認申請書」又は「技術資料」については、
参加を希望する業務委託のうち開札順が1番早い業務委託に提出し、その他の参加を希
望する業務委託には本様式を提出してください。

※なお、入札は、参加を希望する案件毎に行ってください。

一抜け方式対象業務委託であるため、別途対象業務委託に
下記資料を提出しています。

- ・ 応募調書

【留意点】

※一抜け方式において、「応募調書」については、参加を希望する業務委託のうち開札順が
1 番早い業務委託に提出し、その他の参加を希望する業務委託には本様式を提出してく
ださい。

※なお、入札は、参加を希望する案件毎に行ってください。

第7号様式（第8条第1項）（一抜け方式）

簡易公募型指名競争入札応募調書

年 月 日

（契約担当者） 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
（受 任 者）

簡易公募型指名競争入札応募調書の提出について

競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び応募調書の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公表年月日 年 月 日

2 委託業務名・委託業務箇所

①	委 託 業 務 名	
	委 託 業 務 箇 所	
②	委 託 業 務 名	
	委 託 業 務 箇 所	
③	委 託 業 務 名	
	委 託 業 務 箇 所	

※一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての業務委託について、委託業務名、委託業務箇所を記載すること。

3 応募調書資料記載責任者・連絡者氏名 _____
電話番号 _____ () _____
F A X 番号 _____ () _____

4 応募調書項目

- (1) 建設コンサルタント登録規程、その他の登録規程に基づく登録状況（第8号様式）
- (2) 企業の同種又は類似の業務の実績（第9号様式）
- (3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等（第10号様式）
- (4) その他

留意事項

〔記載に当たっては公表日現在での状況を記載してください。〕

- 1 提出された応募調書資料のみでは資格等を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合があります。
- 2 同種又は類似の業務の実績及び経験は、公表文において明示した当該委託業務と同種又は類似の委託業務の受託実績及び経験についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載してください。
なお、配置予定技術者の経験については、業務履行の全ての期間に従事したものを対象とします。
- 3 履行期限は、事情により変更する場合があります。
- 4 入札参加を希望する者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守してください。
- 5 落札者は、応募調書資料に記載された配置予定の管理技術者を当該業務委託に配置しなければなりません。
- 6 当該入札に参加するために必要な要件を満たさない者のした入札、応募調書資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
この場合において、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- 7 一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての委託業務について、委託業務名、委託業務箇所を記載すること。

添付資料

- 1 土木関係建設コンサルタントに登録されている者は、該当する登録部門が分かる各地方整備局の「建設コンサルタントの登録の更新（追加・削除）について（通知）」の写しを添付してください。
- 2 第9号様式及び第10号様式に同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、当該業務がTECRISもしくはPUBDISに登録されている場合は、業務カルテの写しを添付してください。
なお、業務カルテの写しでは同種又は類似業務の判断が困難な場合及びTECRISもしくはPUBDISに未登録の場合については、当該業務に係る契約書の写し（発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ）、仕様書等の写し（業務概要及び同種又は類似業務の判定が確認できる部分のみ）、技術者通知書の写し（管理技術者として従事したことが確認できる部分）を添付してください。
- 3 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者以外の部分は、マジック等で消してください）及び配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写しを添付してください。
- 4 建築関係建設コンサルタント業務で技術者の実務経験を評価する場合は、応募希望者が作成する証明書（任意書式）を添付してください。

「一抜け方式のしおり」

令和5年11月 発行

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 契約・審査班

TEL 043(223)3113 FAX 043(225)4012

<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/index.html>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ichinukehoushiki.html>

※公告又は指名通知書の内容に関するお問い合わせは、公告又は指名通知書に記載された連絡先までお願いいたします。